

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
有限会社河合造園	日立市大みか町 7 - 6 - 27	2-016439

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 7 年 8 月 27 日 ～ 令和 7 年 10 月 26 日 (2 か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(有)河合造園は、令和 7 年 6 月 16 日に高萩工事事務所で実施された植栽管理工事の指名競争入札において落札者となったが、契約締結を辞退した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 15 号ウに該当する。

<指名停止等措置要領別表第 2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ウ その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと知事が認めたとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)